

ライラック

【第 136 号】

甲府昭和高校 生徒指導部

平成 31 年 3 月 1 日



甲府昭和高等学校第 3 3 期卒業生の皆さん、ご卒業おめでとうございます。甲府昭和高等学校において 3 年間の高校教育を修了され、それぞれの進路に向かって羽ばたかれる 2 7 8 名の卒業生の皆さんに心から祝福を贈らせていただきます。また、保護者の皆様におかれましては、心配や不安等も多々あったとは存じますが、卒業を迎えたお子様の力強く、逞しい姿を見られ、頼もしく成長したと実感されたのではないかと拝察いたします。心よりお祝い申し上げます。

さて、生徒指導係では、この 1 年「さわやか教育の推進」「学校安全の推進」「教育相談の充実」を重点項目として取り組んできました。全校生徒には、「346 (サンシロー) 大作戦」を掲げ、具体的な目標値の達成を目指し、学校生活の充実を図りました。生徒は各分野で真面目に取り組み、「交通事故件数」や「5 分前遅刻」では過去の記録を上回る成果を上げました。このことは、生徒が主体的に取り組んだ証であると感じています。この取り組みを通して生徒が自ら問題意識を持ち、その問題の解決を目指して仲間と協働して主体的に行動する姿勢にふれることができました。来年度は平成が終わり、新たな時代が到来します。この姿勢を次年度につなげ、新たな甲府昭和高校を自らの手で仲間と協働してつくり上げることに大いに期待します。

「346 (サンシロー) 大作戦」

☆ **交通事故…全校で 30 件台に減らそう！ 見事、達成！！**

☆ **5 分前遅刻…学年で年間 40 台を目指そう！ 3 年生 38 件**

☆ **1 ヶ年皆勤…クラスで 60% 以上を目指そう！ 6 クラスが達成**

☆ 交通事故 **達成！！** 交通事故 30 件 (2 月 25 日現在) ~過去、最も少ない事故件数~

ここ数年の本校の事故発生件数は 40 件台を推移しており、違反については、H28 年度以降 10 件以下になり、昨年度は 3 件でした。本年度は事故件数が 30 件、違反が 4 件となっており、事故件数は今までで最も少ない件数となっています。生徒のみなさんの交通安全への意識の高さが、大幅な事故の減少につながったと思います。

事故ついて学年別でみると、1 年生の事故が昨年との同時期の比較では大幅に減少 (H29 : 13 件⇒5 件) しています。2, 3 年生についても、2 年生 (H29 : 19 件⇒15 件) 3 年生 (H29 : 11 件⇒9 件) となっており、各学年とも減少しました。

事故の内容では、昨年多かった「もらい事故」が本年度も 11 件 (自転車: 8 件、バイク: 3 件) ありました。自転車が被害に巻き込まれる案件が多く、要因としては交差点内の事故と左折車に巻き込まれる案件が複数ありました。交差点内の走行 (危険回避できるスピードと運転技術) に十分注意するとともに車両の左右折等、危険察知する予測力も事故を回避するためには重要です。

発生件数を月別でとらえると、前期 19 件 (H29 : 24 件) から後期 11 件 (H29 : 19 件) に減少しました。毎年、秋口から増加しはじめる傾向があったのですが、今年度はその傾向が最小限に抑えられ、好結果につながりました。事故・違反は気をつけていても遭遇する可能性もあります。交通事故・違反の防止のため、「気の緩みや」「慣れ」「たぶん大丈夫」等の主体要因に関する意識を更に高め、事故・違反を本年度以上に減少させていきましょう。生徒のみなさんの自覚に期待します。

平成 30 年度 交通事故・違反の具体的状況

甲府昭和高等学校

1 年別推移

区分/年度別	H 27	H 28	H 29	H30
事故	48	42	43	30
違反	16	9	3	4

※平成 30 年度の数値は 4 月 1 日から平成 31 年 2 月 25 日までのものである。

交通事故の要因

- ・主体要因
- ・環境要因
- ・車両要因

ハインリッヒの法則 (労働災害の経験則)

1 : 29 : 300

1 件の大きな事故・災害の裏には、29 件の軽微な事故・災害、そして「ヒヤリ・ハット」がある。

2 平成 30 年度の発生状況 ※ 平成 30 年 4 月 1 日 ~ 平成 31 年 2 月 25 日

(1) 月別

区分/月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	計
事故	4	2	7	3	1	2	3	4	2	1	1	30
違反	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	4
H29 事故	7	3	4	3	1	6	7	6	5	1	0	43

(2) 曜日別

区分/曜日別	月	火	水	木	金	土	日
事故	2	3	8	7	5	4	1
違反	0	0	0	1	0	0	3
H29 事故	5	9	5	6	14	3	1

(3) 時間帯別

区分/時間帯別	10:00~	16:00~	19:00~
事故	14	3	9
違反	0	3	1
事故	18	6	12

(4) 事故内容

内容	H30	H29
バイクと車	12	14
バイクと自転車	1	0
バイクと歩行者	0	0
自転車と車	14	17
自転車と自転車	3	4
自転車と人	0	1
バイク自損	0	3
自転車自損	0	2
その他	0	2

※最初の記載の乗り物が本校生徒

(5) 違反内容

内容	H30	H29
一時停止違反	2	0
二段階右折違反	1	2
通行区分違反	1	0
速度超過	0	1
けん引	0	0
その他	0	0
自転車違反	0	0

(6) けが

内容	H30	H29
入院	0	0
骨折	1	2
軽症	18	26
ケガなし	11	15

(7) 学年別

区分/年別	1	2	3
事故	6	15	9
違反	2	1	1
H29 事故	13	19	11

(8) 男女別

区分/男女別	男	女
事故	11	19
違反	2	2
事故	21	23

☆5分前遅刻 平成30年度（4月6日～2月22日）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	前期	10月	11月	12月	1月	2月	3月	後期	累計
1年合計	8	3	2	7	6	10	36	3	12	8	7	9	0	39	75
2年合計	3	3	2	3	8	3	22	7	5	12	6	5	0	35	57
3年合計	5	5	0	1	4	1	16	7	5	5	5	0	0	22	38
全体合計	16	11	4	11	18	14	74	17	22	25	18	14	0	96	170

平成29年度（4月7日～3月24日）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	前期	10月	11月	12月	1月	2月	3月	後期	累計
1年合計	4	4	3	4	4	3	22	8	4	7	4	8	3	34	56
2年合計	8	8	4	3	4	2	29	9	3	15	6	4	7	44	73
3年合計	5	1	9	5	5	3	28	5	11	6	10	3	0	35	63
全体合計	17	13	16	12	13	8	79	22	18	28	20	15	10	113	192

全校合計170件は歴代1位 3年生は見事に達成：38件は歴代2位

2月22日現在で全校合計170件は過去最も少ない件数です。（H28：183件）生徒一人ひとりの基本的な生活習慣の定着、5分前行動への意識が好結果につながっていると思います。平成29年度と比較した場合、前期はほぼ同数で推移し、後期になると寒くなるにつれて件数が上昇しました。実際、12月の中旬にはH29年度のペースに肩を並べるところまで増加しました。そこで、生活委員を中心にクラスごとに「防止対策」決めて取り組んだところ、悪い流れを断ち切り現在に至っています。生徒の皆さんが危機意識を持ち、主体的に考え行動した結果の成果であります。

特に3年生の年間38件は、歴代2番目の記録です。（歴代1位はH27年度の3年生による37件）2年次には73件だったので、この1年でおおよそ半数に減少させました。11月、1月の受験を控えていた時期に遅刻者が増加して心配しましたが、さすが、3年生です。最上級生としての自覚が感じられました。2年生は、1年次のH29年度は最も少ない学年でした。本年度はそのペースを若干、上回ってしまいましたが、来年度は最上級生としての自覚に期待したいと思います。1年生は最も件数が多い学年になってしまいました。しかし、この「5分前遅刻」は前期よりも後期に件数が増える傾向であることを踏まえると、前期と後期を比較した場合の上昇率が最も少ない学年でした。来年度に期待したいと思います。

☆1ヶ年皆勤 6クラスが達成！！（1-2、1-4、2-1、2-6、3-4、3-5）

全体では、現時点での1ヶ年皆勤者数が全校生徒数の55.2%を占めました。全校生徒の半数以上が皆勤者であることは、県内の学校でもなかなかないと思います。学年別に表すと1年生：59.2%、2年生：55.0%、3年生が52.8%で続きました。因果関係はわかりませんが、「5分前遅刻」の件数と逆になった結果は興味深いです。

クラス別では6クラスが60%以上を達成しました。特に3年4組は80%を記録し、クラスの32名が皆勤者でした。続いて2年6組が76.1%、1年2組が72.5%でした。何気ないことかもしれませんが、毎日登校できるということは心身ともに健康であることだと思います。勉強や部活動で成果を上げるための第一歩が学校へ登校することであり、このことが土台となって皆さんの成長があると思います。悩みや不安はあると思いますが、健康に留意して過ごしましょう。



「自転車を安全に運転しましょう！」

生徒指導副主任 浅利一寿

今日は、自転車の話です。私は、ときどき自転車に乗りますが、題名を書いて、自転車に乗るということは、自転車を運転することだと思いました。バスの運転手、車の運転手と同様に、バイクも、自転車も運転手なのですね。自転車は法律では、軽車両の一種で「車両」に含まれます。私たちが乗っている自転車は「普通自転車」です。普通自転車の基準があって、その基準に当てはまっている自転車を運転しています。基準のひとつにブレーキの基準があり、基準に合うブレーキがついていない自転車には乗ってはいけません。さて、自転車が走るのは原則車道で、車道の左側を走ります。歩道を走れるのは「自転車通行可」の標識があるときです。歩道は徐行で走らなければなりません。自転車に乗っているときは車両ですが、押しているときは歩行者です。車両のときは車両として、信号も標識も守らなければなりません。車両なのでいわゆる罰金もあります。二人乗りも、スマホの使用も、傘差しも、イヤホンも並列走行も、夜の無灯火も、自転車の運転中には罰金があります。自転車の運転は、バイクの運転や車の運転と同じように、十分に安全運転をします。徐行というのは、いつでも止まれる速さです。一旦停止は車輪が時間の幅で止まっていることです。私たちは、いつも、いつでも止まれる速さで、ゆっくりゆっくり自転車を運転しましょう。